

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

鳥羽市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 鳥羽市は、伊勢湾の台座のような志摩半島東部に位置し、その立地条件を生かして稲麦、レタス、エンドウ等を主体とする農業生産を展開してきたが昭和40年代に激減した。近年、合理的な農業経営のために畜産農家の法人化、イチゴ農家の高設栽培施設の導入や農協による無人ヘリコプターの導入が行われた。

今後は、特にこのような施設において、高収益に結びつく農業経営の担い手を中心に展開し、地域として産地化を図ることとする。また、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、兼業農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 鳥羽市の農業構造については、大きくは半農半漁の海岸地域と稲作中心の内陸部に分けられるが、近年の一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうしたなかで、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家からの規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である鏡浦地区を中心に農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 鳥羽市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(令和11年度)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、鳥羽市及びその周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり250万円以上、又は家族経営一戸あたり500万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体为本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

- 4 鳥羽市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第4条第3項に基づく農業経営基盤強化促進事業(以下「農業経営基盤強化促進事業」という。)及びその他の措置を総合的に実施する。

まず、鳥羽市は、伊勢農業協同組合、鳥羽市農業委員会、伊勢志摩地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制として、

鳥羽市農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、3に示した経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の法第12条第1項に基づく農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、土地利用調整を全市的に展開して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、現在実施している鳥羽市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握するとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に規定される農地利用集積等促進計画の作成に当たっては、農地中間管理機構（（公財）三重県農林水産支援センター）へ情報提供を行うなど農地中間管理機構と連携、協力しながら農地中間管理事業や特例事業を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）以外の法人も含めた農業経営を営む法人をいう。）及び特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。））を定めることのできる農用地利用改善事業の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度により取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、伊勢農業協同組合と連携を密にして、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。農地の規模拡大による効率化、経営の安定化とともに経営の高度化を図るために、水稻単一経営からの転換や収益性の高い作物の導入などの複合経営や多様な販売手法の合理的・創造的活用、収益性の高い製品の製造・販売への取組等多角経営を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレ

ーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

特に、鏡浦、長岡、加茂地区においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営体と、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、鳥羽市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 鳥羽市は、認定農業者又は認定新規就農者、生産組織等を対象に、農業生産技術や農業経営、経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の実施などを伊勢農業協同組合や普及センターの協力のもと行う。適切な農業経営における資金計画についても伊勢農業協同組合の協力のもと研修や指導を実施する。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と、新たな計画の作成の指導等を行う。

6 鳥羽市の新規就農者の現状は、施設野菜中心経営の農業者が認定を受けた平成18年度以降、新規就農者はおらず、新たに農業経営を営もうとするものが生まれにくい状況ではあるが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

鳥羽市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとし、当面は、令和11年度までに1人程度の当該青年等の確保を目標とする。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として鳥羽市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたり250万円以上）を目標とする。

なお、就農相談から農業経営の支援として農業委員会や農地中間管理機構、普及センターや伊勢農

業協同組合等が地域の総力をあげて育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率 的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1) 効率のいいかつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率のいいかつ安定的な農業経営の指標として、現に鳥羽市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、鳥羽市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。なお、記載がない営農類型については、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に準ずる。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 中心経営 目標数: 2	〈作付面積等〉 水稻＝10ha 作業受託＝5ha 〈経営面積〉 15ha (所得目標300万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 (中型機械化一貫体系) 作業舎 1棟 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 籾摺機 1台 乾燥機 1台 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保
施設野菜 中心経営 目標数: 2	〈作付面積等〉 イチゴ(施設)＝20a 〈経営面積〉 20a (所得目標400万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス 20a 高設栽培施設 20a 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック 1台 〈その他〉 ・イチゴの作期を分散させる。	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 中心経営 目標数: 2	肥育牛＝１５０頭 (所得目標 750 万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 牛舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 倉庫 1 棟 トラクター 1 台 フォークリフト 1 台 マニユアスプレッダー 1 台 トラック 1 台 ショベルローダー 1 台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施 ・家畜糞尿の有効利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保
果樹 中心経営 目標数: 1	〈作付面積等〉 セミノール＝0.5 ha 青島温州＝1 ha 早生温州＝1.5 ha 〈経営面積〉 3 ha (所得目標 600 万円) (従事労働力 3人うち雇用 0.5人)	〈基本装備〉 トラック 1 台 管理機 1 台 揚水機一式 施肥機 1 台 草刈機 1 台 動力噴霧機 1 台	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 中心経営 目標数: 1	〈作付面積等〉 水稻＝30 ha 麦＝5 ha 作業受託〈基幹3作業〉＝10 ha 〈経営面積〉 45 ha (所得目標 800 万円) (従事労働力 4人)	〈基本装備〉 トラクター 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台他 〈その他〉 ・2 ha 程度に団地化された農用地 ・完熟堆肥の施用による土づくり ・一区画の圃場を30 a以上にする。	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 中心経営 目標数: 1	〈作付面積等〉 トマト (施設) = 20a 抑制栽培 5a 促成栽培 10a 半促成栽培 5a 〈経営面積〉 20a (所得目標 400万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス 20a トラック 2t 1台 トラクター 1台 動力噴霧器 1台 暖房機 1基 〈その他〉 ・トマトの作期を分散させる。	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・社会保険等の加入
採卵鶏 中心経営 目標数: 1	成鶏 = 95,000羽 育成 = 5,000羽 (所得目標 4,000万円) (従事労働力 5人)	〈基本装備〉 成鶏舎 1棟 育すう舎 1棟 醗酵処理施設 1基 堆肥舎 1基 トラック 2t 3台 醗酵処理施設 1基 堆肥舎 1基 トラック 2t 3台 ショベルローダー(0.5m³) 1台 フォークリフト 1台 〈その他〉 鶏卵出荷自動システムの導入	・生産・飼料・出荷の内容すべてパソコン等機器の最大限の利用	・農業法人化するため、雇用関係、社員の労働体制や保険等の加入
酪農 中心経営 目標数: 1	搾乳牛 = 50頭 育成牛 = 25頭 (所得目標 1,000万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 フリーストール畜舎 1棟 ミルクパラー 1棟 飼料庫 1棟 堆肥舎 1棟 糞尿処理施設 1棟 ショベルローダー 1台 バルククーラー 1台 ダンプトラック 1台 自動給餌車 1台 スクレパー 一式	・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・家畜糞尿の有効利用	・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、鳥羽市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。なお、記載がない営農類型については、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に準ずる。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 中心経営	〈作付面積等〉 水稲＝8ha 作業受託＝3ha 〈経営面積〉 11ha (所得目標240万円) (従事労働力2人)	〈基本装備〉 (中型機械化一貫体系) トラクター1台 田植機 1台 コンバイン1台 乾燥機1台 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保 ・安全で快適な作業環境の確立のため適正な作業装備の導入
施設野菜 中心経営	〈作付面積等〉 イチゴ(施設)＝16a 〈経営面積〉 16a (所得目標280万円) (従事労働力2人)	〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス16a 高設栽培施設 16a 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック 1台 〈その他〉 ・イチゴの作期を分散させる。 ハウス及び付帯設備については、中古施設を借り受ける。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・安全で快適な作業環境の確立のため適正な作業装備の導入 ・腰痛や疲労を少なくするため生産施設、作業場の改良に努める

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 中心経営	肥育牛＝１００頭 (所得目標４００万円) (従事労働力２人)	〈基本装備〉 牛舎 １棟 堆肥舎 １棟 倉庫 １棟 トラクター １台 フォークリフト １台 マニユアスプレッダー １台 トラック １台 ショベルローダー １台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施 ・家畜糞尿の有効利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保
果樹 中心経営	〈作付面積等〉 セミノール＝０．４ha 青島温州＝０．８ha 早生温州＝１．２ha 〈経営面積〉 ２．４ha (所得目標４００万円) (従事労働力 ３人 うち雇用０．５人)	〈基本装備〉 トラック １台 管理機 １台 揚水機一式 施肥機 １台 草刈機 １台 動力噴霧機 １台	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 中心経営	〈作付面積等〉 水稻＝２４ha 麦＝ ４ha 作業受託〈基幹３作業〉＝８ha 〈経営面積〉 ３６ha (所得目標６４０万円) (従事労働力４人)	〈基本装備〉 トラクター １台 田植え機 １台 コンバイン １台 乾燥機 １台 作業舎 １棟 ・２ha 程度に団地化された農用地 ・完熟堆肥の施用による土づくり ・一区画の圃場を３０a 以上にする。	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 中心経営	〈作付面積等〉 トマト (施設) = 20a 抑制栽培 5a 促成栽培 10a 半促成栽培 5a 〈経営面積〉 20a (所得目標 400万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス 20a トラック 2t 1台 トラクター 1台 動力噴霧器 1台 暖房機 1基 〈その他〉 ・トマトの作期を分散させる。	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・社会保険等の加入
採卵鶏 中心経営	成鶏 = 76,000羽 育成 = 4,000羽 (所得目標 3,200万円) (従事者労働力 5人)	〈基本装備〉 成鶏舎 1棟 育すう舎 1棟 醗酵処理施設 1基 堆肥舎 1基 トラック 3台 ショベルローダー 1台 フォークリフト 1台 〈その他〉 鶏卵出荷自動システムの導入	・生産・飼料・出荷の内容すべてパソコン等機器の最大限の利用	・農業法人化にするため、雇用関係、社員の労働体制や保険等の加入
酪農 中心経営	搾乳牛 = 40頭 育成牛 = 20頭 (所得目標 800万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 フリーストール畜舎 1棟 ミルクングパーラー 1棟 飼料庫 1棟 堆肥舎 1棟 糞尿処理施設 1棟 ショベルローダー 1台 バルククーラー 1台 ダンプトラック 1台 自動給餌車 1台 スクレパー 一式	・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・家畜糞尿の有効利用	・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保

組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所

得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

第3 第2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有する人材の確保・育成に取り組むとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保していく必要がある。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、三重県農業経営・就農支援センター（（公財）三重県農林水産支援センター）、普及センター、伊勢農業協同組合等を連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや伊勢農業協同組合など関係機関と連携して、就農相談会の定期開催や就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保・資金調達の支援を行う。青年等が就農する地域の農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく地域計画との整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策など効果的に活用しながら農業経営体として確実な定着へと支援を行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、三重県、鳥羽市農業委員会、伊勢農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、鳥羽市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保・就農後の定着サポート等を以下の役割分担により実施する。

- （1）三重県農業会議、農地中間管理機構、鳥羽市農業員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。
- （2）個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は鳥羽市農業再生協議会及び伊勢農業協同組合と連携して、区域内における営農類型毎の就農受入体制、研修内容、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、三重県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
30%程度	

(注) 農用地の利用には、基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 地域における農用地の利用の推進方向

鳥羽市では、水稻を中心とした認定農業者がいないことや、中山間地域に位置することから耕作条件が厳しく集積、集約化は進んでいない。今後は鳥羽市、鳥羽市農業委員会、鳥羽市農業再生協議会、農地中間管理機構、伊勢農業協同組合等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農地中間管理事業の活用により農用地の面的集積を推進していく。

(2) 農用地の利用関係の改善に向けた取組

農用地の集積、集約化に向け鳥羽市、鳥羽市農業委員会、鳥羽市農業再生協議会、伊勢農業協同組合等の連携の下、地域の多様な担い手確保と農用地の集約を推進していく。なお、担い手不足の地域では、関係機関および関係団体とともに、中小・家族経営などの地域農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、地域全体での農用地の確保・有効利用を進める。

また、農用地の集約化の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鳥羽市は、三重県が策定した「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」第1章第5の農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、鳥羽市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鳥羽市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 地域計画推進事業

- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 鳥羽市全域を対象に農地中間管理事業を重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成すべく担い手への面的集積が図られるよう努める。

イ 長岡地区においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を活用した利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

ウ 加茂地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに鳥羽市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体を定めることのできる農用地利用改善事業の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法及び地域計画の区域の基準

- ・協議の場の開催時期

基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

- ・開催に係る情報提供の方法

広報誌での周知に加え、地域回覧板などを活用する。

- ・参加者

農業者、鳥羽市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の相談員、三重県、その他地域協力者

- ・協議すべき事項

農用地の集積集約化、農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の取り組み、多様な経営体の確保及び地域の実情に応じて必要な事項を協議する。

なお、協議においては地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

- ・相談窓口の設置

鳥羽市役所農林水産課農林係に相談窓口を設置する。

- ・地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業振興地域内の農用地区域等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) 地域計画の策定の進め方

農業者、鳥羽市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の相談員、三重県、その他地域協力者と連携し、協議の場の設置から地域計画の公表に至る

まで、適切な進捗管理を行う。

(3) 地域計画に基づく農用地の利用権設定の進め方

関係機関及び関係団体との連携、協力により地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用権の設定等を促進するとともに進捗管理を毎年実施する。

(4) 地域計画が未策定の地区については、経過措置期間（令和7年3月末日まで）に限り旧基本構想に基づく対応を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鳥羽市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施を単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を鳥羽市に提出し、農用地利用規程について鳥羽市の認定を受けることができる。

② 鳥羽市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 鳥羽市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鳥羽市掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 鳥羽市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程

度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該認定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 鳥羽市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 鳥羽市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（三重県支援センター）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

３ 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

鳥羽市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで、必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関係施策との連携

鳥羽市は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 鳥羽市は、水田の高度利用対策への積極的な取組によって、水稻作、野菜等の作付を通じた望ましい経営体の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的な作業単位の形成等望ましい経営体の営農展開に資するよう努める。
- ② 鳥羽市は、加茂地区において、農村工業導入による働き手の確保を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ③ 鳥羽市は、地域の農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

鳥羽市は、農業委員会、普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和 2 年度から概ね 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、鳥羽市農業再生協議会を中心として相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鳥羽市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

この基本構想は平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

この基本構想は令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

この基本構想は令和 5 年 9 月 29 日から施行する。